

社会福祉法人

浜中町社会福祉協議会

役員・評議員等の費用弁償並びに  
旅費に関する規程

社会福祉法人 浜中町社会福祉協議会  
役員・評議員等の費用弁償並びに旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 浜中町社会福祉協議会の定款第10条、第25条の規定に基づき、役員及び評議員等の費用弁償並びに旅費に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 役員及び評議員等が評議員会、理事会、監事会及び部会等に出席したとき、又は会長の命を受けた者が町内における社会福祉関連の会議等に出席した時は、次により費用弁償を支給する。

1. 自宅からの距離が往復10キロメートル以下の場合是一律500円とする。
2. 自宅からの距離が往復10キロメートルを超える場合は1キロメートルにつき50円を乗じた額とする。

(旅費)

第3条 役員及び評議員等が町外における会議、研修会等に出席したときは、次により旅費を支給する。

1. 交通費  
前条の費用弁償と公共交通機関利用の交通費を合わせて支給する。算定のできない地域にあつては費用弁償の方法にて全額支給する。  
ただし、公用車使用の場合は支給しない。
2. 宿泊費  
宿泊を伴う場合は宿泊料として一夜につき、14,500円を支給する。
3. 日当  
旅費として1日につき、日当3,000円を支給する。
4. 都市交通費  
必要に応じて都市交通費として1日につき、1,500円を支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は平成8年4月1日から施行する

この規程は平成15年4月1日から施行する

この規程は平成29年4月1日より施行する